

| | | |
|--------|--------|---------|
| 意匠分類記号 | Dターム記号 | Dタームの名称 |
| | VZQ | 組物の意匠 |

| | | |
|--|-----------------|--------------------------|
| 対応する旧意匠分類 | | ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」 |
| 旧意匠分類記号 | ※ | 分類の名称 または 移行した物品 |
| | | |
| 参考分類・参考物品 | | |
| 分類記号 | 分類の名称 または 物品の名称 | |
| | | |
| 定義 | | |
| 組物の意匠に該当するもの | | |
| <p>※組物の意匠として認められるものは、意匠法施行規則別表記載の43の組物である。原則として組物の意匠に対しては、その組物を構成する代表的な構成物品等の意匠分類又は構成物品等を包括する総合分類を付与した上で、DタームVZQを付与することで表す。</p> <p>※例外として、次ページの表に掲げる分類については、組物の意匠分類とし、括弧書きの中に記載される等した構成の組物を分類する。詳細は各分類の分類定義カードを参照。</p> | | |
| 他のDタームとの関係(付与しない意匠) | | |
| 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など) | | |
| 【このDタームを付与しない場合】 | | |
| 画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち当該画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とするものの組物については付与しない。 | | |
| このDタームと複数付与しないDターム | | |
| 記号 | Dタームの名称 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 過去に分類した物品の名称 | | |
| | | |
| | | |

(表)

| | |
|---------|--|
| B1-601 | 一組の衣服セット(下着から構成されるもの) |
| B3-001 | 一組の身の回り品セット(カフスボタン、ネクタイ止め等から構成されるもの) |
| B3-002 | 一組の身の回り品セット(装身具から構成されるもの) |
| B6-6 | 一組の身の回り品セット(喫煙用具から構成されるもの) |
| C1-34 | 一組の運輸機器セット(2以上の自動車用フロアマットから構成されるもの) |
| C2-1512 | 一組の室内装飾品セット(三月節句人形、三月節句用具等から構成されるもの) |
| C3-12 | 一組の清掃用具セット |
| C3-501 | 一組の洗濯用具セット(洗濯機器から構成されるもの) |
| C4-07 | 一組の美容用具セット |
| C4-146 | 一組の保健衛生用品セット(電気歯ブラシ、ホルダー等から構成されるもの) |
| C4-147 | 一組の保健衛生用品セット(歯ブラシ立て、コップ等から構成されるもの) |
| C5-11 | 一組の飲食用容器セット(調味料入れセットを構成するもの) |
| C5-12 | 一組の飲食用容器セット(茶器セットを構成するもの) |
| C5-130 | 一組の飲食用容器セット(コーヒーセットを構成するもの) |
| C5-14 | 一組の飲食用容器セット(ディナーセットを構成するもの) |
| C5-15 | 一組の飲食用容器セット(紅茶セットを構成するもの) |
| C5-16 | 一組の飲食用容器セット(食卓用皿、コップから構成されるもの) |
| C5-17 | 一組の飲食用容器セット(酒器セットを構成するもの) |
| C5-18 | 一組の調理器具セット(キャンプ用鍋セットを構成するもの) |
| C6-111 | 一組の飲食用具セット(飲食用ナイフ、フォーク及びスプーン等から構成されるもの) |
| D3-303 | 一組の照明機器セット(天井灯及び関連物品等から構成されるもの) |
| D4-301 | 一組の空調機器セット(エアコンディショナー及び関連物品等から構成されるもの) |
| D5-101 | 一組の厨房設備用品セット(台所を構成するもの) |
| D5-201 | 一組の衛生設備用品セット(洗面化粧台及び関連物品等から構成されるもの) |
| D5-4941 | 一組の衛生設備用品セット(便器用付属品から構成されるもの) |
| D6-501 | 一組の家具セット(玄関収納を構成するもの) |
| D6-502 | 一組の家具セット(2以上の収納棚から構成されるもの) |
| D7-01 | 一組の家具セット(応接家具を構成するもの) |
| D7-02 | 一組の家具セット(屋外用いす、テーブル等から構成されるもの) |
| D7-03 | 一組の家具セット(2以上の机から構成されるもの) |
| D7-04 | 一組の家具セット(2以上のテーブルから構成されるもの) |
| D7-204 | 一組の家具セット(2以上のいすから構成されるもの) |
| D7-296 | 一組の運輸機器セット(2以上の自動車用シートカバーから構成されるもの) |
| E1-401 | 一組の遊戯娯楽用品セット(紅茶セットおもちゃを構成するもの) |
| E1-402 | 一組の遊戯娯楽用品セット(コーヒーセットおもちゃを構成するもの) |
| E1-403 | 一組の遊戯娯楽用品セット(ディナーセットおもちゃを構成するもの) |
| E1-404 | 一組の遊戯娯楽用品セット(調味料入れセットおもちゃを構成するもの) |
| E1-405 | 一組の遊戯娯楽用品セット(ナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃを構成するもの) |

| | |
|----------|--|
| E3-353 | 一組の運動競技用品セット(2以上のゴルフクラブから構成されるもの) |
| E4-22 | 一組の楽器セット(ドラムセットを構成するもの) |
| F2-001 | 一組の事務用品セット(事務用具から構成されるもの) |
| F2-101 | 一組の事務用品セット(筆記具から構成されるもの) |
| G2-29301 | 一組の運輸機器セット(自動車用ペダルセットを構成するもの) |
| G2-29531 | 一組の運輸機器セット(2以上の自動車用エアースポイラーから構成されるもの) |
| G2-3901 | 一組の運輸機器セット(自動二輪車用フェンダーセットを構成するもの) |
| G2-3902 | 一組の運輸機器セット(2以上の自動二輪車用カウルから構成されるもの) |
| H7-201 | 一組の電気・電子機器セット(オーディオ機器セットを構成するもの) |
| H7-202 | 一組の電気・電子機器セット(車載用オーディオ機器セットを構成するもの) |
| H7-2321 | 一組の電気・電子機器セット(2以上のスピーカーボックスから構成されるもの) |
| H7-621 | 一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、テレビ台等から構成されるもの) |
| H7-622 | 一組の電気・電子機器セット(テレビ受像機、光ディスク再生機等から構成されるもの) |
| H7-623 | 一組の電気・電子機器セット(車載用経路誘導機本体、テレビ受像機等から構成されるもの) |
| H7-71 | 一組の電子情報処理機器セット(電子計算機及び関連物品等から構成されるもの) |
| J5-01 | 一組の販売用機器セット(2以上の自動販売機から構成されるもの) |
| J7-362 | 一組の医療用機器セット(医療用エックス線撮影機及び関連物品等から構成されるもの) |
| L3-501 | 一組の土木建築用品セット(門柱、門扉及びフェンス等から構成されるもの) |